

平成 30 年度第 2 回 島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会会議録

- ・ 日 時 平成 31 年 2 月 28 日（木） 午後 7 時～ 8 時 30 分
- ・ 会 場 中部学校給食センター 研修室
- ・ 出席委員 小澤美佳委員、天野昭博委員、大塚礼子委員、永田知香子委員、
山本友美委員、久保田由美子委員、蒔田千晴委員、釧持加代子委員

- ・ 事務局側 高橋学校給食課長、戸田課長補佐、野末主任栄養士

（議事内容）

1. 開会（司会進行）

司会より、委員 8 人中 8 人が出席しているため、島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会の会議の成立を報告します。

2. 挨拶（学校給食課長）

本日は年度末の大変忙しい中、島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会に出席いただきまして誠にありがとうございます。挨拶に代えて、これまでの経過を改めて確認させていただきましますと、今年度第一回目の会合は 7 月 13 日に行っています。その時には、平成 30 年度新規の認定ということで 7 人の認定、それから 1 人については、8 品目以外にアレルギーがあることが判明し、そのため、認定を終了したということのご審議をいただきました。また、その際には、島田市の学校給食におけるアレルギー対応の課題として、今後の拡大策についても 3 案を見ていただきながら、ご検討いただきました。拡大策といたしましては、8 食材以外にアレルギーがあっても 8 食材の除去食は提供することや、除去食が提供できない料理の場合は、代替食を提供するなどを案として検討していただきました。その後、8 食材以外にアレルギーがあっても、8 食材の除去食は提供することについて養護教諭の皆様方や校長会等へお諮りをして協議を重ねてまいりました。今回のマニュアルの内容といたしましては、アレルギー食対応の教育委員会の方針として 3 つありますが、1 つは除去対象品目はこれまでと同様に引き続き 8 品目としていくこと、2 つ目に、その 8 品目以外にアレルゲンを有している児童生徒についても除去食提供の対象としていくこと、3 つ目に完全除去を原則として、また学校生活管理指導表が提出されている児童生徒を対象としていくこと、の 3 つを原則としてこれらのマニュアルの整備を行っております。今日は、そのマニュアルについて、1 つの議題としてご審議いただきますが、このマニュアルは平成 32 年度からの運用を開始することを目標に進めていきたいと思えます。また、南部管内の 7 つの小中学校に対しては、平成 31 年度において、これは予算が通ればということもありますが、平成 31 年度に南部学校給食センターの改修工事を行い専用のアレルギー調理室を設置して、こちらについても平成 32 年度から除去食の提供を開始していきたいと考えております。今日は、この

食物アレルギー対応マニュアルを議題としてご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。経過説明を挨拶として代わらせていただきます。

3. 議事

(1) 「島田市学校給食食物アレルギー対応マニュアル案」について説明を行った。

(内容)

・このマニュアルは大きな項目で、1～6項目に分けてあります。まず、最初ですが、はじめにということで、1～2ページまでとなっています。ここには、アレルギー対応の大原則を掲載しています。2ページのこの大原則が基本となってきます。学校給食における食物アレルギー対応の大原則になります。これは文部科学省からでている学校給食における食物アレルギー対応指針のものになります。

1つ目、食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。

2つ目、食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。

3つ目、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。

4つ目、安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。

5つ目、学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

6つ目、教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取り組みを支援する。

と6つの大原則があります。島田市でもこの大原則に沿って今後アレルギー対応を行っていきます。その内、2つ目の、食物アレルギー対応委員会の設置については、平成31年度から各学校で設置していただく予定です。

また、4つ目の、「安全性確保のため、原因食物の完全除去対応を原則とする」とあります。そのため、島田市においても、アレルギー食対応は、完全除去を基本としてきたいと思っております。完全除去の例ですが、卵アレルギーの子の場合、つなぎ・加熱卵は大丈夫、生卵のみアレルギーという子の場合、今までは、学校で食べられるものについては食べていたと思っております。しかし、完全除去対応となると、食べられものだけ食べるではなく、卵の入っている料理については全て食べない対応となります。

乳製品アレルギーの場合についても、パンは食べ、シチューはやめるという子がいたと思っておりますが、パンにも牛乳は入っているため、乳アレルギーの場合は、パン及び牛乳、乳製品全て食べないという対応が完全除去対応ということになります。

今までやっていた対応をやめることは大変であることは承知していますが、今学校現場で、量の調整やその日食べられるものについて学級担任が判断し

ていることが見受けられます。このような対応をしているほうが、大変危険です。やはり、食べられる範囲まで食べて練習するは、各家庭で実施してもらい、学校では完全除去という形で対応していただきたいと考えています。次に、大きな項目2になります。食物アレルギーとはということで、3～7ページ目までになります。食物アレルギーの定義や仕組み、症状、アレルギーの種類、アレルギー物質の食品表示、食物アレルギーの管理等を載せてあります。どのようなアレルギーがあるかなど、マニュアルをみれば分かるように掲載をしてあります。

次に、大項目3の島田市の学校給食における食物アレルギー対応の基本を8～20ページまでのせてあります。ここは、基本的な考え方や、アレルギー対応食実施基準、学校における給食時間の対応方法、学校給食センターでのアレルギー対応、学校生活管理指導表について掲載してあります。

この中の実施基準が8ページになりますがそれについてお話しします。

1つ目、医師の診断により、食物アレルギーと診断されている。2つ目、原因食物が特定されており、学校生活管理指導表により、医師から対応が指示されている。3つ目、定期的に受診し、評価を受けている。4つ目、家庭において、当該原因食物の除去を行っている、または医師の指示に基づいて食事療法を行っている。5つめ、病院食のような治療を目的とした食事ではなく、学校給食の中での取り組みで対応可能と考える範囲で対応する。6つ目、対応できない場合には、家庭から弁当を持参してもらう場合もあることについて承諾する。7つ目、食物アレルギー対応としての飲用牛乳のみの停止は認められない。

この7つが対応をしていく基準となりますので、こちらの7つに全て承諾していただく、当てはまる子が対象者となってきます。7つ目のものですが、現在牛乳免除を受けて止めている児童生徒が多くいます。その理由の中に、牛乳アレルギーのためという理由も多く見受けられますが、牛乳アレルギーであれば、完全除去ということ言えば、牛乳のみの停止は認められないということです。しかし、乳糖不耐症の場合は、今まで通り牛乳のみの停止という対応が続くと思います。

次に、弁当対応についてですが、10ページをご覧ください。1・2に該当する場合は、安全な給食提供は困難であり、完全弁当対応とします。

(1)、極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合ということで、ア.調味料・だし・添加物の除去が必要、イ.加工食品の原材料の欄外表記の表示がある場合についても除去指示がある。ウ.多品目の食物除去が必要、エ.食器や調理器具の共有ができない、オ.油の共用ができない、カ.その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況 (2)、施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合となっています。これは、文科省の対応指針にのっているものになります。アの調味料についてですが、下の部分に上げられているものになってきます。ここに挙げられているものでアレルギー反応が出てしまうようであれば、基本的にはお弁当対応にしていた

だきたいと思います。また、エキスや成分表上に乗ってこない食品においても同様と考えさせていただきたいと思っています。

次に、除去食対応とする対象者ですが、8品目のアレルギーを有する児童生徒、8品目に加え8品目以外のアレルギーを有する児童生徒、但し8品目以外の食材は保護者の管理とします。検討委員会で対応食の提供が適当と認められた児童生徒ということになります。8品目については今やっている「卵、乳、えび、かに、いか、たこ、ピーナッツ、そば」についての除去食を実施していく予定です。

次に、大項目4、島田市における取組みのながれを21～26ページになります。対応決定までのながれ、対応決定後のながれ、対応スケジュール、対応食が児童生徒に届くまでのながれになります。対応決定までのながれですが、今まで、学校生活管理指導表の配布時期は学校によってまちまちでした。就学時健診時に分ける学校や入学説明会に分ける学校がありました。これを、就学時健診時に統一していきます。その後、学校への提出を入学説明会までに提出していただいて、面談は今まで学校だけで最初行っていたと思いますが、学校で行っている面談に最初から学校給食センターも入れ、3者で面談をしていきます。面談後、学校で、校内食物アレルギー対応委員会で検討していただき、除去食の申請が妥当であると判断されれば、学校給食課へ申請書類一式を3月に提出、島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会を3月末に開催し、適否を決定後、除去食開始を、ゴールデンウィーク明けからとしていきます。

また、年度途中でアレルギー除去食の申請があった場合についてですが、8ページの下をご覧ください。学校生活管理指導表等の必要書類の提出が期限内に行われなかった場合は、その年度は原則として対応しません。ただし、転入生については別途対応すると書いてあります。そのため基本的には、年度途中は認めない予定です。しかし、年度途中でアレルギーが急に発症した場合や、夏休みに検査をしたら出てしまった等の場合で、除去食を申請したいという子の場合は、学校に学校生活管理指導表を提出してもらい、学校で面談を実施し、除去食の申請書を提出してもらい、校内食物アレルギー対応委員会で検討し、必要書類を学校給食課に提出。島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会を臨時で開催し、適否を審査の上で、準備が整った月から開始となる予定です。また、年度途中でアレルギーの変更についても同じような形になります。

また、継続者についてですが、全体的に早めたスケジュールになっています。新規と同じような流で実施してもらいます。今までとの変更点としては、今までは継続者は面談を実施していませんでしたが、継続者についても、新規と同じように3者で面談を1～3月の時期に持ち、その後、校内アレルギー対応委員会で検討し、書類を提出してもらい、除去食の継続実施としていきます。

次に大項目5、食物アレルギー対応における各機関の役割が27～33ページ

ジまでになります。学校の役割、学校給食センターの役割、教育委員会の役割、保護者の役割についてあります。27 ページには、校内食物アレルギー対応委員会の説明がのっています。次に、校長、教頭や学級担任、保健主事、養護教諭、栄養教諭、調理員、教委委員会等の役割がのっています。

30 ページですが校内で給食受け渡しについてや個別面談を実施するものの説明が載っています。給食の受け渡しですが、今後除去食の提供人数が学校によって違ってくると思います。現在、除去食の配送については、配送員から配膳員、配膳員から学級担任へと大人から大人への手渡しにて実施していますが、今後対応人数の増加に伴い検討が必要となってきます。今後は、配膳室又は職員室などに本人が取りにくることを選択肢として、校内の食物アレルギー対応委員会で検討していただきたいと思います。よって学校によって検討していただくこととなります。また、面談についても、誰か1人とか2人の面談ではなく、管理者や学級担任など複数入れた面談となるよう、これについても校内食物アレルギー対応委員会で決めていただきたいと思います。

33 ページには関係機関の役割についてのせてありますので、参考例としてみていただければと思います。

次に、大項目6、食物アレルギー緊急時対応マニュアル、34～42 ページになります。アレルギー症状への対応手順、施設内での役割分担、エピペンの使い方や救急要請のポイント、学校から教育委員会への連絡方法等になります。このマニュアルは東京都の許諾を得て、東京都健康安全研究センター発行のものを使用しています。こちらのほうは何かあった場合に学校で使っていただきたい内容となっています。また、42 ページですが、何もないのが一番ですが、何かあった場合の対応になります。様式6を使用し学校教育課へ連絡をしてもらうこととなります。一報は学校教育課にさせていただきます。ヒヤリハット事例など例えば、食べてしまったけど何も出なかった等の場合は、こちらの様式7を使用して、学校教育課に提出してもらいます。続いて様式集ですが、別冊になります。

1 ページ目、様式1が、アレルギー実施申請書になります。面談後、除去食を希望する場合は、こちらの様式を提出してもらうこととなります。

様式2については、学校で、校内アレルギー対応委員会を開催し、除去食を希望する児童生徒について、こちらの一覧にして提出してもらう表になります。こちらの様式は新規のものになります。続いて様式3については、島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会を開催し、適否が決定した児童生徒についての決定通知書になります。こちらを学校宛に送付させていただきます。様式4については、アレルギー対応食の変更及び中止申請書になります。アレルギーの内容に変更や、全てよくなって除去食の中止となる場合は、こちらの様式で提出していただきます。様式5については、校内アレルギー対応委員会後に、除去食の申請書類と一緒に、学校から提出してもらう報告書になります。こちらの様式も新規のものになります。様式6については、

先ほどお話しました、事故発生報告書になりますので、何かあった時はこちらの様式で報告してもらおう形になります。様式7についてはヒヤリアット事故事例報告書になります。こちらにも新規の様式になります。

次に、様式8になります。食物アレルギー面談記録表になります。養護教諭さんには、こちらの様式に沿って保護者との面談を進めてもらう形になります。全てお話を聞き、承諾してくれる方には最後に署名をいただく形になっています。

次に様式9になります。除去食対応の適否が決まり、決定通知書が学校に行った時点で、決定通知書と取組プランを学校から保護者宛にお渡ししていただきます。そのために使用していただくものになってきます。次に様式10です。こちらがアレルギー対応食の選択表になります。こちらの様式ですが、来年度、システム導入をしていくため、この形態とは変更がありますので、参考程度にさせていただきたいと思います。この様式のように、全ての献立に対し、○か×を保護者に記入してもらうのは変わりません。また、その子のアレルゲンについて網掛けになってお知らせになるのは変更ありませんが、そちらに記入されている文言や形態については少し変更が生じてくると思いますので、ご承知置きいただければと思います。

選択表については、今まで同様に、給食センターから学校へ学校から保護者に配付してもらいます。保護者は学校に提出し、学校は確認の上、給食センターに提出してもらいます。クラス担任は、こちらの選択表を見て、配膳を行ってもらう形になってきます。

次に参考様式としてつけてある様式になります。まず、学校生活管理指導表がつけてあります。次に、校内の除去食対応手順例になります。除去食対応の例になりますが、四角で囲まれた部分については、校内食物アレルギー対応委員会で決定し対応を決定する部分になるので、学校で決めていただきます。

次のページですが、配食確認表と配送日程表について参考様式で添付してあります。こちらの様式ですが、除去食とともに学校に行き、チェックしてもらおう様式になりますので、参考としてこのような様式ということで付けてあります。

以上の説明を実施し、全員挙手の上承認を得た。

4. その他：今後のスケジュールについて事務局より説明を行った。

- ・マニュアルの作成作業部会を11月から2回開催し、本日のアレルギー対応検討委員会の後、3月13日には、学校給食センター運営委員会にて審議をいただきます。そこまでが実質的な審議になりまして、その後、3月27日に市の教育委員会に報告ということでマニュアルを提出させていただきます。4月に入りまして、マニュアルの周知に努めていきます。校長会・教頭会・養護教諭部会また給食主任者への説明等、5月には市議会の常任委員会へ同様にマニュアルを提出していきます。アレルギーの認定ですが、32

年度を見ていただきたいのですが、説明準備については、先ほどお話したように各会への説明、その後7月には保護者・教員への合同研修会ということで、専門の医師を講師に招き、またマニュアルの説明を学校給食の方からさせていただきます。それから、10月以降は就学時健診をスタートとして、保護者には学校生活管理指導表に医師の診断をいただいて年内くらいに提出していただきます。その後、1月には三者面談、校内の検討委員会でお諮りをいただいて、学校給食課の方へ最終的に書類を提出していただきます。3月の下旬に今回の対応検討委員会で審議をいただきます。4月は準備もありますので、校内でシミュレーションや危機管理の情報等の共有を図っていただく期間とし、除去食の開始は5月のゴールデンウィーク明けからとなります。また、南部給食センターにつきましては、7月から南部の工事を行っていきます。その中で、アレルギー専用の調理室を設けていきます。また、南部については初めてとなりますので、南部の小中学校への説明、それらを踏まえて10月からは就学時健診を皮切りに、認定事務をスタートしていきます。このようなスケジュールを考えています。

- ・講師ですが、浜松医大のアレルギー専門医の夏目先生に来ていただく予定です。小児アレルギーの有名な先生ですので、御参加いただければと思います。7月9日の13時30分からの予定です。ご案内はさせていただきます。

以上で議事が全て終了して、議長の任が解かれた。

閉会

午後8時30分に閉会した。